

公益財団法人軽種馬育成調教センター

日高育成総合施設軽種馬育成調教場の
使用に当たって遵守すべき公示事項

公益財団法人軽種馬育成調教センター 日高育成総合施設軽種馬育成調教場の 使用に当たって遵守すべき公示事項

(制定 平成5年9月27日)
(改正 平成14年10月21日)
(" 平成16年10月1日)
(" 平成21年12月25日)
(" 平成27年9月29日)

この育成調教場は、広く馬産地における軽種馬の基礎体力づくりに役立て、競走馬の資質の向上を図ることを目的として、日本中央競馬会がその施設を提供し、公益財団法人軽種馬育成調教センター（以下「センター」という。）が運営管理を行うものであります。

使用者は、上記目的にかんがみ、諸施設の各特色を十分に把握して、自己の責任のもとに創意・工夫を以て育成調教場を有効活用して下さい。

- 1 育成調教場の使用に当たっては、次の要綱等を遵守しなければならない。
 - (1) 日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱
 - (2) 日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領（3において「要領」という。）
 - (3) 軽種馬診療所診療及び装蹄規則
 - (4) 防疫に関する規則
 - (5) 日高育成総合施設軽種馬育成調教場馬房・宿泊施設使用規則
 - (6) 日高育成総合施設軽種馬育成調教場馬場使用基準
- 2 この育成調教場は、競馬施行上、防疫上及び競走馬の事故見舞金等の支給上は、「日本中央競馬会の施設」としては取り扱わないものとする。
- 3 要領第14条第2項の調教要員等は、育成調教場で十分に調教が行える技術等を有する者でなければならない。
- 4 育成調教責任者は、場長から要請があったときは、当調教場利用馬の育成調教の記録（調教日誌等）を提出するものとする。
- 5 育成調教責任者は、センターが馬房等に設置した物品以外に必要とする物品（飼料、敷料、馬具、寝具等）については、自ら調達しなければならない。
- 6 育成調教場の施設の使用を終了したときは、当該施設の清掃、整理を行わなければならない。

- 7 育成調教場の各馬場について、その使用できる区域及び時間並びに走路の進行方向等は、場長が指示するところによる。
- 8 育成調教責任者は、常に自らが使用する馬房及びその周辺の衛生管理に努めなければならない。
- 9 場長は、伝染性疾病の予防上必要があると認めるときは、馬の入りゆう時又は任意の時期に、馬体検査又は検疫を実施し、必要な措置をとることがある。
- 10 場長が特に認めた場合を除き、犬等の動物を連れ、又は自動車、バイク、自転車等の車両に乗り、馬場内に入ってはならない。
- 11 センターは、育成調教場内における人・馬の事故については、当該事故がセンターの過失によることが明らかな場合を除き、一切の責任を負わない。
- 12 育成調教場においては、人・馬に事故の起こらないよう最大限の注意を払い、万一事故が発生したときは互いに協力し合わなければならない。
- 13 育成調教場の設備、運営等に関し意見を述べようとするときは、育成調教責任者が、その旨を署名文書に記載し場長に提出するものとする。
- 14 調教時間は次のとおりとする。ただし、天候不順等により変更することがある。

通常 7時00分～14時30分

サマータイム（おおむね7月～8月の期間） 6時00分～13時30分

附 則

この規程は、平成14年10月21日に施行し、平成14年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日に施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日に施行する。